

「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ」について



文部科学省 高等教育局 高等教育企画課長
蝦名喜之

本年6月28日に中央教育審議会大学分科会将来構想部会が、「今後の高等教育の将来像の提示に向けた中間まとめ(以下「中間まとめ」という。)」を取りまとめた。今回の高等教育の将来像の審議は、昨年3月の文部科学大臣から中央教育審議会への諮問*1を受け、スタートしたものである。

- (1) 各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策
- (2) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等のあり方
- (3) 今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保のあり方
- (4) 高等教育の改革を支える支援方策のあり方

中央教育審議会における高等教育全体や規模に関する政策的な提言は、昭和38年の答申(「大学教育の改善について(昭和38年1月28日中央教育審議会答申)」)を皮切りに5~10年のスパンで策定されており、近年は、平成17年に「我が国の高等教育の将来像(平成17年1月28日中央教育審議会答申)」が示された。平成17年の当時から18歳人口の減少は始まっており、それに対する高等教育のあり方等の議論が行われていたが、今後、こうした減少に加え、「第4次産業革命」や「Society5.0」の到来による産業・就業構造の変化等が見込まれ、高等教育を取り巻く環境は大幅に変わろうとしている。こうした大きな変化の局面にあって、高等教育機関は、今まで以上に重要な役割を果たしていく必要があり、高等教育機関のあり方自体の大きな構造改革が不可欠である。そこで、2040年を見据えて目指すべき高等教育のあり方やそれを実現するための制度改正の方向性等、高等教育の将来像について、議論が開始された。

中央教育審議会大学分科会の下に置かれた将来構想部会(部会長:永田筑波大学学長)で、昨年の5月から22回(委員懇談会(1回)含む。)の審議を重ね、議論が深まり、方向性が定まった事項を中心に、現時点の「中間まとめ」として整理した。今回は具体的な方策を中心に取り上げることとしたい。

(1) 高等教育機関の教育研究体制

世界や日本社会全体の構造が大きく変化する中で、これからの高等教育は「個々人の強みを最大限に活かすことを可能とする教育」を目指すことが必要であり、そのために、高等教育機関は、今まで以上に「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより多様な価値が創造される場」=「多様な価値観が集まるキャンパス」となることが求められる。教員の「自前主義(学内出身者を中心とした教育研究体制)」や学生の「18歳中心主義(18歳で入学してくる学生を中心とした教育体制)」から脱却し、学部・学科を越え、大学等をも越えた人的資源をはじめとする様々な資源の共有を通して、「多様な教員」による「多様で質の高い教育プログラム」の提供、「多様な学生」を受け入れられる体制の整備、加えて「多様性を受け止めるガバナンス」のあり方を検討していくことが必要である。

■ 多様な教員

学外資源の活用という観点から「実務家」や、多様な視点からの教育研究という観点から「若手」、「女性」、「外国籍」等様々な人材が教員として活躍できるような制度等のあり方を検討する。

具体的には、実務経験のある教員がカリキュラム改善のプロセスに参画することを促すための制度改正を行う。また、教員経験はなくても豊富な知識や技術、実務経験を有する人

材向けの研修プログラムを開発・実施するとともに、当該研修修了者の大学等へのマッチングを行う仕組みを構築する。

■ 多様で質の高い教育プログラム

各大学が多様な教育プログラムを提供できるよう、時代の変化に応じ、迅速かつ柔軟なプログラム編成を可能とするための制度改正を行う。

具体的には、「学部等の組織の枠を越えた学位プログラム」を、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度上位置付けることとする。大学が教員のエフォート管理を適正に行うことを前提としたうえで、一人の教員についてプログラム担当と学部等担当の両方を担う専任教員として取り扱うことを設置基準上可能とする等、既存の学部等の資源を結集し、機動的で学部横断的な教育課程を編成できるようにする。

加えて、複数の大学の人的・物的リソースを効果的に活用することで、一つの大学で対応するよりも豊富で、多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換制度の運用の改善も行う。

■ 多様な学生

日本人が18歳で入学するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進めるための取り組みが必要である。

具体的には、社会人受け入れに関して、大学と産業界が連携し、産業界のニーズを踏まえた実践的なりカレント・プログラムを先行開発し、全国の拠点となる大学で実施するとともに、全国展開することとする。また、履修証明制度(「職業実践力育成プログラム」を含む)において、プログラムの水準等の公表を推進するとともに、60時間以上のプログラ

ムも認定対象(現行は120時間以上)とする制度改正を行う。これらに加えて、単位累積加算制度の利用促進も実施する。

また、優秀な留学生を獲得するために、日本語教育や卒業後の就職機会も含めた日本への留学に関する情報を発信する海外拠点の構築や、渡日前の入学許可実施に向けた留学生の共通試験「日本留学試験」の海外での利用促進、大学での日本語準備教育の設置を促進する。なお、大学の国際化に対応するため、18歳に達しないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃等、大学入学資格の一部を見直す。

■ 多様性を受け止めるガバナンス

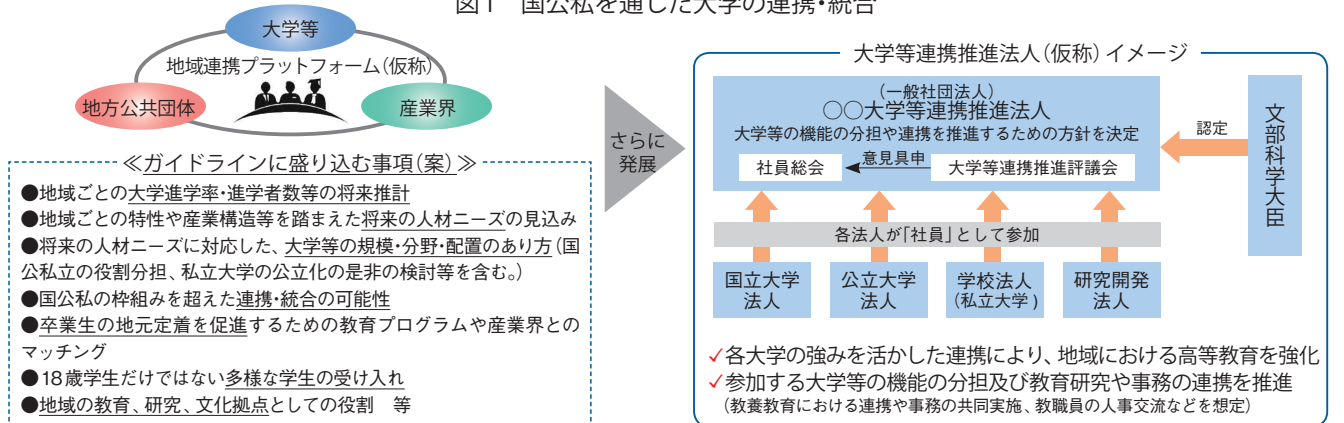
「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、それを支えるガバナンスが重要であり、異なる大学・法人間での様々な人的・物的リソースを効果的に発揮した、柔軟で多様な対応を可能としていく。

具体的には、「一法人一大学となっている国立大学のあり方の見直し」、「私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化」、「国公私立の枠組みを越えた大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設」等、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みを検討し、必要な制度改正を行う。

(2) 教育の質の保証と情報公表

教育の質の保証については、積極的に改善の努力を行っている大学等があるのも事実であるが、こうした大学等と改善の努力が不十分な大学等に二極化しており、全体として社会から十分な信頼が得られているとは言い難い状況である。こうした状況について、社会からの説明を求める声が厳しく

図1 国公私を通じた大学の連携・統合



なってくるのは当然であり、大学等は、修了時の学修者の「伸び」を意識した質の保証を図っていく必要がある。

- こうした観点から、質の保証を一層確保するためには、
- ・全学的な教学マネジメントの確立とその前提としての学修成果の可視化
- ・設置基準の見直しを含む入口での設置認可と認証評価制度の改善及び恒常的な情報公表の促進が必要である。

■ 全学的な教学マネジメントの確立と

その前提としての学修成果の可視化
各大学の教学面での改善・改革に係る取り組みを促していくために、どのような点に留意し、どのような点から充実を図っていくべきか等を網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者にも参画いただいて作成し、各大学へ一括してお示しする。この指針については、教育内容や教育方法の改善等、過去の答申等で個別に示された事項等も一元的・専門的に整理することとしており、今年秋に予定されている答申が出た後から議論を開始し、取りまとめたいと考えている。

なお、教学マネジメントの確立に当たっては、各大学は、学生個人の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し教育活動の見直し等に活用することが求められる。また、大学が地域社会や企業等の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点から、大学全体の教育成果の可視化の取り組みを促進し、公表することも重要である。

図2 学生が身につけた能力・付加価値の見える化

教学マネジメントに係る指針の策定	学修成果の可視化と情報公表
<p>「教学マネジメント」確立の必要性</p> <p>《教学マネジメント指針に盛り込むべき事項の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育内容の改善 (カリキュラム編成の高度化) ● 教育方法の改善 (シラバスの記載の充実、成績評価基準の適切な運用) ● 教職員の資質の向上 (FD・SDの高度化) 等 <p>● 教学マネジメントに係る具体的な指針となるものを、中央教育審議会のもとで作成し、各大学へ一括して示す必要。</p>	<p>情報の「把握」と「公表」の義務づけ</p> <p>《把握・公表すべき情報の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単位・学位の取得状況 ● 卒業後の進路の状況(就職率、就職先等) ● 学修時間 ● 学生の成長実感・満足度 ● 学生の学修に対する意欲 ● 入学者選抜の状況 ● 留年率・中退率 ● 教員一人当たりの学生数 ● 履修単位の登録上限設定の状況 ● 早期卒業や大学院への飛び入学の状況 ● FD・SDの実施状況 等 <p>全国的な収集・調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学が把握・公表した情報に関する全国的な収集・調査を行い、情報を整理・比較・一覧化する機能を確保する必要性について議論中。
	<p>【参考】学生が取得した学位・資格等の学修成果を可視化し、補足する資料(ディプロマ・サブメント)</p> <p>(産業技術大学院大学 HP より作成)</p>

■ 設置基準の見直しを含む入口での設置認可と

認証評価制度の改善及び恒常的な情報公表の促進
認証評価制度については、より効率的・効果的で実質的な改善に繋がる評価となるよう、各種評価制度の重複の整理や、受審期間の見直し、優れた取り組みの積極的な発信、適格認定の徹底を行う。

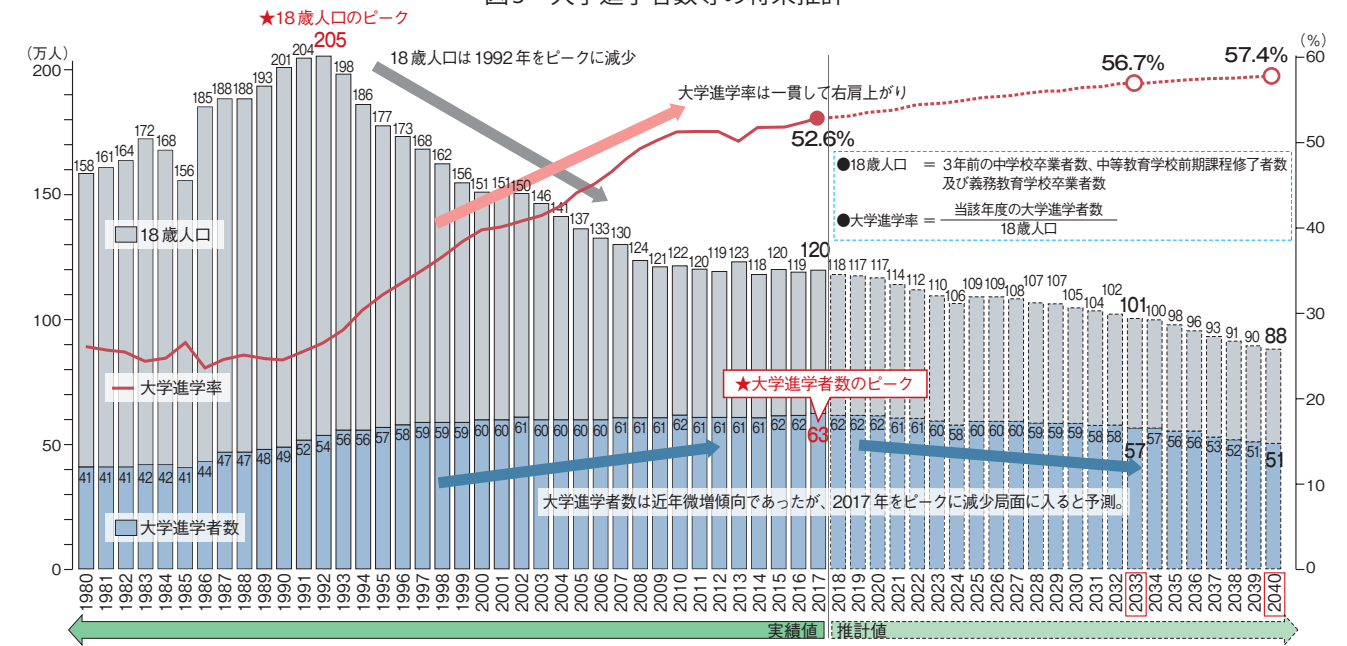
学修成果や教育成果の可視化に留まらず、大学教育の質の向上に係る情報を積極的に把握・公表していくことが重要であり、情報によっては、大学に新たに義務付け、教学マネジメントの中で一定の指針を提示する等して、情報公表を促進する。また、各大学等の基本的な情報については、当該大学等が積極的に公表するのみならず、社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査等を通じて、整理し、比較できるように一覧化する機能を設けることを検討する。

設置認可についてもこうした検討の方向性を踏まえ、答申に向けて議論を行うこととしている。

(3) 18歳人口を踏まえた大学の規模や地域配置

今回、将来構想部会の議論の中で、大学進学者数の推計を試みた。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約120万人の18歳人口が、2030年には105万人、2040年には88万人に減少すると試算されている。過去4年間(平成26(2014)～平成29(2017)年度)の都道府県別・男女別の大学進学率の伸び率を基に2040年の大学進学率を推計*2したところ、2040年の大学進学率は57.4%となり、平成29(2017)

図3 大学進学者数等の将来推計



【出典】○18歳人口：①1980年～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2029年…文部科学省「学校基本統計」を基に推計、③2030～2034年…厚生労働省「人口動態統計」の出生数に生存率を乗じて推計、④2035～2040年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成(2034年の都道府県比率で案分)○大学進学者数及び大学進学率：①1980～2017年…文部科学省「学校基本統計」、②2018年～2040年…文部科学省による推計

年と比較すると48ポイント増加することとなった。一方で、今後18歳人口が再び減少局面に突入することを反映し、大学進学者数は2040年には約51万人となり、平成29(2017)年と比較すると約12万人減少し、現在の約80%の規模となることが見込まれる。

■ 国が提示する将来像と地域で描く将来像

人口減少がより急速に進むこれからの20年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。高等教育の将来像を国が示すだけでなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像が議論されるべき時代を迎えていると考えられる。

具体的には、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体とともに将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築するための具体的な仕組みについても検討していく必要がある。

地域における将来像を描く際は、各地域の立地条件や産業状況、歴史的背景等特有の事情を考慮する必要があり、国が直接関与することは非常に困難である。一方で、議論の前提としての各種データの網羅的な収集・整備、地域間での連

携プラットフォーム(仮称)の構築への関与、連携・統合の仕組みの制度的整備等を国として担っていく必要がある。

(4) 答申に向けた検討課題

今回の中間まとめは、昨年3月に文部科学大臣から諮問があった4つの事項のうちの1から3に関するものである。4つ目の諮問事項については、教育研究を支える基盤的経費、競争的資金の充実や配分のあり方、学生への経済的支援の充実等教育費負担のあり方等について検討することとされており、政府における教育費負担軽減の議論の動向も踏まえつつ、引き続き議論を行うこととされている。また、諮問事項1から3までに含まれるもののうち、進学者数の減少局面を迎え、教育の質を保証しつつ適正な規模を維持していくため、設置基準等の見直しを含む設置認可やその審査のあり方と認証評価制度の改善及び恒常的な情報公表の促進、国公私設置者別の役割分担やそれを踏まえた規模のあり方、大学院教育のあり方や大学における研究との関係等の項目を中心に、秋ごろの答申に向けて、さらに議論が継続される。

*1 平成29年3月6日の諮問「我が国の高等教育に関する将来構想について」における4つの諮問事項
*2 進学率の上昇が著しい県では、男性は+5ポイントを上限とし、女性は同県の男性の進学率の同値を上限として推計。また、進学率の伸び率がマイナスの場合は平成29(2017)年度の大学進学率が今後維持されると仮定。